

重症心身障害児者等リハビリテーションに関する事項

兵庫県医療審議会での審議を経て、兵庫県保健医療計画の「268 頁【推進方策】(3)」及び「328 頁【推進方策】(7)」の記載内容を次のとおり更新する。

更新前(令和元年 11 月 22 日まで)	更新後(令和元年 11 月 23 日より)
県東部において、重症心身障害児者等のリハビリテーションに対応できるリハビリテーション拠点整備の必要性等の検討を進める。	県東部において、重症心身障害児者等のリハビリテーションに対応するため、県立診療所を尼崎市内に開設した上で、隣接する大阪市内で専門医療を行うポバース記念病院と連携し、医療の提供を一体的に行う(医療法第42条の2第1項第4号ロの規定に基づき実施)。

〔関係規定〕

- ・ 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 4 号ロ
- ・ 医療法施行規則第 30 条の 35 の 2 第 1 号
- ・ 社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件の見直し等について（平成 31 年 3 月 29 日：医政発 0329 第 36 号）
- ・ 社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日：医政発第 0331008 号）